

富山県警察犯罪手口資料の処理に関する訓令

〔概要〕

この訓令は、犯罪手口資料取扱規則（昭和 57 年国家公安委員会規則第 1 号。）及び犯罪手口資料取扱細則（平成 15 年警察庁訓令第 11 号。）に定めがあるもののほか、富山県警察における犯罪手口資料の処理に関し必要な事項を定めたものである。